



八景台町会ニュース



令和 4 年度“敬老の祝い”町会事業のご案内

■令和 4 年度“敬老の祝い”町会事業の実施について

今年度についても、下記実施要領に基づき次のとおり実施します。

- ・ 本年 12 月末までに喜寿、米寿、白寿の節目の祝いを迎える方へ、9 月中旬頃、当該班長が「あいさつ文」を添えて、お祝いの記念品(クオカード)をお届けします。
- ・ 対象者の確認は、昨年 5 月提出の「町会員名簿更新届」で行います。名簿更新届未提出の方で、節目の祝いに該当する方は、その旨会長に連絡願います。
- ・ なお従来の「敬老の集い」はありませんので、75 歳以上の方々への「敬老の集いのご案内」等はありません。

■“敬老の祝い”町会事業についての経緯：

敬老の集いは、対象者が増え今後も増加すると予想されることから、適切な会場の確保が難しいこと、および出席者が一堂に会して飲食することは、新型コロナウイルス感染症から出席者の健康と安全を確保することが困難であることから、令和 2 年度の第 4 回臨時役員会において、次のとおり実施要領を変更し、令和 2 年度から「敬老の祝い」を実施してまいりました。

また、このことは、令和 2 年度の町会ニュース No. 2-005 (令 2.8.1 発行)で回覧・案内させていただきました。

<実施要領>

- (1) 従前のパーティー形式による“敬老の集い”は取り止めます。
- (2) 喜寿(77 歳)、米寿(88 歳)、白寿(99 歳)の節目の方を対象にします。
*いずれも、当該年度の 12 月末日の年齢
- (3) お祝いの品は、3,000 円のクオカードとします。
- (4) 百寿を迎えた方には、町会規約第 47 条第 3 項、町会規約細則第 7 条第 3 項に基づき 10,000 円のお祝いをお届けします。
- (5) お祝いの品は、「あいさつ文」を添えて、班長がお届けします。
- (6) 本件は、“敬老の集い”に替えて、来年度(令和 3 年度)以降も継続します。